

令和元年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例	1
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県核燃料税条例	2
島根県産業廃棄物減量税条例	4
金属屑の取扱に関する条例の一部を改正する条例	5
島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	6
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例	7
島根県手数料条例の一部を改正する条例	8
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9

第104号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、及び同法の趣旨を踏まえ成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる条例において定められている成年被後見人等に係る欠格条項について適正化を図ること。

ア 島根県青少年の健全な育成に関する条例

イ 島根県心身障害者扶養共済制度条例

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行に伴う次に掲げる条例の引用条項の整理

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

エ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例

オ 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

カ 県立学校の教育職員の給与に関する条例

キ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)及び(3)（(2)に係るものに限る。）については、整備法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第105号議案

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第106号議案

島根県核燃料税条例

1 提案理由

現行の島根県核燃料税条例が令和2年3月31日をもって失効するため、引き続き核燃料税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、次の表の左欄に掲げる区分を課税客体として、同表の右欄に定める額によって課すること。

発電用原子炉への核燃料の挿入	価額割額
発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	出力割額

(4) 課税期間

課税期間とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、原

則として、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とすること。

ア 4月1日から6月30日まで

イ 7月1日から9月30日まで

ウ 10月1日から12月31日まで

エ 1月1日から3月31日まで

(5) 課税標準

課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とし、出力割にあっては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすること。

(6) 税率

ア 価額割の税率は、発電用原子炉の設置後最初に核燃料を挿入した場合は核燃料の価額の100分の17とし、それ以外の場合は100分の8.5とすること。

イ 出力割の税率は、運転中の発電用原子炉にあっては一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき41,100円とし、廃止措置中の発電用原子炉にあっては一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき63,000円とすること。

(7) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によること。

(8) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、価額割にあっては発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とし、出力割にあっては課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とすること。

(9) 経過措置

この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこと。

(10) 有効期限

この条例は、施行日から起算して5年間その効力を有すること。

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第107号議案

島根県産業廃棄物減量税条例

1 提案理由

現行の島根県産業廃棄物減量税条例が令和2年3月31日をもって失効するため、引き続き産業廃棄物減量税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすること。

(4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこと。

(5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすること。

(6) 税率

税率は、1トンにつき1,000円とすること。

(7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法によること。ただし、排出事業者（中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。）が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によること。

(8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とすること。

(9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならないこと。

(10) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならないこと。

(11) 申告納入又は申告納付の期限

特別徴収義務者又は申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入又は申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入し、又は納付しなければならないこと。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

(12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならないこと。

(13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有すること。

(14) 島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第108号議案

金属屑の取扱に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、成年被後見人に係る届出事項の見直しを行うとともに、金属くずの取引に係る手続の合理化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 金属くず商の届出について、成年被後見人の場合に記載しなければならない事項を定めた規定を削除すること。
 - (2) 金属くずの取引に係る帳簿を新たに備えようとするときは、当該帳簿に紙数を明記し、警察署長の検印を受けなければならないとする規定を削除すること。
 - (3) その他規定の整理
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第109号議案

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域における社会福祉の増進を図るため、民生委員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
 - 2 条例の概要
出雲市の民生委員の定数の改正
- | 改正前 | 改正後 | 増減 |
|------|------|----|
| 428人 | 430人 | 2人 |
- 3 施行期日
令和元年12月1日から施行する。

第110号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育所の設備の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
保育所の建物について、3階建以上とする場合で、保育室等を3階以上の階に設けることができる要件に、建築基準法に規定する耐火建築物であ

ることを追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第111号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、園舎の設備の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

園舎について、3階建以上とする場合で、保育室等を3階以上の階に設けることができる要件に、建築基準法に規定する耐火建築物であることを追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第112号議案

島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

少子高齢化の進展による就業人口の減少等に対応した雇用対策を推進するため、審議会において調査審議する事項等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 審議会の調査審議事項として産業人材の確保に関する事項を追加するとともに、審議会の名称を島根県雇用対策審議会に改めること。
- (2) 条例の題名を島根県雇用対策審議会条例に改めること。
- (3) 関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員の人数に係る規定を削除すること。
- (4) その他規定の整備

3 施行期日

令和元年11月1日から施行する。

第113号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

建築物エネルギー消費性能向上計画（建築主等が作成するエネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等に関する計画をいう。以下「計画」という。）に当該申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）について記載する場合における手数料を次のとおり新設すること。

(1) 計画の認定に係る手数料

区 分	手数料の額
他の建築物に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る建築物一棟ごとに、当該建築物の区分に応じ、申請建築物について定めた当該区分ごとの手数料の額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額

(2) 計画の変更の認定に係る手数料

区 分	手数料の額
ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）	当該変更する建築物一棟ごとに、当該建築物の区分に応じ、申請建築物について定めた当該区分ごとの変更に係る手数料の額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
イ 計画に記載されている建築	当該追加する建築物一棟ごと

物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。）

に、当該建築物の区分に応じ、申請建築物について定めた当該区分ごとの手数料の額を、当該追加する全ての建築物について合算した額

ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合

当該変更する全ての建築物についてアにより算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイにより算出した額を合算した額

(3) その他規定の整理

3 施行期日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第114号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

田井発電所の設備の更新に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の最大出力の変更

名 称	改正前	改正後
田井発電所	100キロワット	110キロワット

3 施行期日

令和元年12月2日から施行する。